

岡山市発注工事における社会保険等未加入対策の対象拡大について

平成28年3月30日

平成28年1月18日付け「平成28年度入札契約制度の改正について 第1 社会保険等未加入対策」でご案内しているとおり、平成28年4月1日以降に公告等を行う本市契約課発注の建設工事から、下請負契約を締結するすべての工事を、元請業者が社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険を指します。）未加入業者と一次下請契約を締結することを原則禁止する契約規定の対象とします。

本対策に係る詳細については、「岡山市発注工事における社会保険等未加入対策について」をご確認ください。

この内容についての問い合わせ先は、次のとおりです。

岡山市財政局契約課	Tel(086)803-1195
	Fax(086)803-1736
	E-mail:keiyaku@city.okayama.jp